

品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱

制定 令和6年10月8日区長決定

要綱第339号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、養育家庭等への措置が対象期間に解除された者に対し当該養育家庭等が継続的な相談援助等を行うために要する経費およびその者が一人暮らしをする場合の居住に係る経費の一部を補助することにより、児童の社会的自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 養育家庭

法第6条の4第1号に規定する養育里親として、区長の認定を受け、養育家庭名簿（法第34条の19に規定する養育里親名簿をいう。）に登録された者をいう。

(2) ファミリーホーム

養育家庭または児童養護施設、乳児院等の職員もしくは社会福祉法人等で要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者のうち、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の9に規定する小規模住居型児童養育事業者として届出を行った者をいう。

(3) 養育家庭等

養育家庭（既に認定を取り消された養育家庭を含む。）またはファミリーホーム（既に廃止したファミリーホームを含む。）をいう。

(4) 対象児童

法第27条第1項第3号の規定により養育家庭等に措置されていた児童のうち、当該措置を解除された（当該措置の停止の場合および同条第5項に規定する他の措置への変更の場合を除く。）ものをいう。

(補助事業の種類および内容)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各

号に定めるとおりとする。

- (1) 相談支援事業 1月当たり2回以上、養育家庭等が対象児童に対して行う次に掲げる事業
 - ア 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他の機関との連携その他の必要な支援を行う事業
 - イ 進路および就学と生活との両立に関する問題、求職活動等に関する求職上の問題、職場の対人関係、離職、転職等に関する就業上の問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行う事業
- (2) 居住費支援事業 6月当たり1回以上、次条第2号の対象児童がその居住する場所に養育家庭等その他の者の訪問を受け、第1号および第3号に掲げる支援を安定的に受けられる体制を整備する事業
- (3) 事業計画作成支援事業 1年度当たり4回以上、養育家庭等が次条第2号の対象児童に対し、居住費支援事業に係る事業計画および事業実績報告書の作成、当該事業計画の進行の管理、生活の状況を振り返ることならびに自立の意欲の増進について支援を行う事業（区長が認める場合を除き、訪問によるものに限る。）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助事業の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号の相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）および同条第3号の事業計画作成支援事業（以下「事業計画作成支援事業」という。）補助事業を実施する養育家庭等
- (2) 前条第2号の居住費支援事業（以下「居住費支援事業」という。）補助事業により援助を受ける対象児童のうち、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - ア 民間の賃貸住宅において一人暮らしをしていること。
 - イ 相談支援事業を受けていることまたは品川区里親養育包括支援（フォスターリング）事業実施要綱（令和6年10月1日要綱第374号）に基づく事業を適切に実施することができると区が認めた者による前条第1号ア

もしくはイの支援を受けていること。

(補助対象期間)

第5条 補助事業の実施期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該対象児童が18歳に達する前に法第27条第1項第3号の措置を解除された場合 当該措置を解除された日から起算して4年を経過する日まで
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 第27条第1項第3号の措置を解除された日から当該対象児童が22歳に達する日に属する年度の末日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、当該対象児童が過去に居住費支援事業に係る補助金の交付を受けたことがあるときは、居住費支援事業および事業計画作成支援事業の実施期間は、法第27条第1項第3号の措置を解除された日から次に掲げる日のいずれか早い日までとする。
- (1) 過去に補助金の交付を受けた居住費支援事業の実施期間と通算して4年を経過する日
 - (2) 当該対象児童が22歳に達する日が属する年度の末日
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、当該対象児童が22歳に達する日の属する年度の末日まで居住費支援事業および事業計画作成支援事業を実施することができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 相談支援事業 対象児童1人につき、1月当たり6,000円
- (2) 居住費支援事業 居住に係る費用(賃料、仲介手数料、礼金、保証料等を含み、民法(明治29年法律第89号)第622条の2第1項に規定する敷金を除く。)の実費相当額。ただし、対象児童1人につき、1月当たり53,700円を限度とし、他の補助金、貸付その他居住に係る費用に充てることを目的として受領する金銭がある場合は、その金額分は対象外とする。
- (3) 事業計画作成支援事業 訪問1回当たり13,000円とし、対象児童1人を単位として1年度につき4回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、区長が定める期日までに品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付申請書（第1号様式、第1号の2様式および第1号の3様式）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金を交付することの決定（以下「交付決定」という。）をした場合にあっては品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことの決定をした場合にあっては品川区養育家庭等自立援助事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 区長は、交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更または中止）

第9条 前条第2項の規定により交付決定を受けた補助対象者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止しようとするときは、品川区養育家庭等自立援助事業変更・中止申請書（第4号様式、第4号の2様式および第4号の3様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、品川区養育家庭等自立援助事業変更・中止承認書（第5号様式）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金交付決定者は、当該補助事業が完了したときまたは交付決定に係る会計年度が終了したときは、区長が別に定める期日までに、品川区養育家庭等自立援助事業実績報告書（第6号様式、第6号の2様式、第6号の3様式および第6号の4様式）により区長に報告しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第 11 条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、これらに適合するものと認めるときは、補助金の交付額を確定するとともに、品川区養育家庭等自立援助事業補助金額確定通知書（第 7 号様式）により当該補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、品川区養育家庭等自立援助事業補助金請求書（第 8 号様式）により、区長に補助金の支払を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 区長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定または第 11 条の規定による補助金の交付額の確定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取り消しをしたときは、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付決定取消通知書（第 9 号様式）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 区長は、第 11 条の規定により補助金の交付額を確定した場合において既にその額を超える補助金が支払われているときまたは前条第 1 項の規定による取り消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業補助金（相談支援事業）交付申請書

品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額
金 円

2 申請額内訳

対象児童名	金額内訳
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6， 0 0 0 円 = 円
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6， 0 0 0 円 = 円
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6， 0 0 0 円 = 円
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6， 0 0 0 円 = 円
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6， 0 0 0 円 = 円

第1号の2様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業補助金（居住費支援事業）交付申請書

品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

金 円

2 申請額内訳

対象月	金額	備考
4月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
5月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
6月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
7月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
8月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
9月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
10月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
11月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
12月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
1月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
2月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
3月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）

3 他の補助金、貸付、措置費等の受給状況（居住費支援を目的とするもの）

- ・東京都社会福祉協議会自立支援資金貸付事業（家賃支援費）の利用： 有 ・ 無
⇒有の場合、1カ月の貸付額 円
- ・措置費【就職支度費】の住居費都加算分の支給： 有 ・ 無 ・ 不明
（有の場合、支給額は品川区で実績を確認します。）
- ・勤務先等からの住宅手当等の支給： 有 ・ 無
⇒有の場合、1カ月の支給額 円
- ・その他の補助金、貸付等の利用： 有 ・ 無
（詳細）※ 名称、1カ月の金額を記載すること。

※ 「措置費【就職支度費】の住居費都加算分の支給」以外の場合には、受給状況が分かる書類を添付してください。

4 添付書類

- (1) 実施計画書 別紙のとおり
- (2) 賃貸借契約書一式の写し

第 1 号の 3 様式（第 7 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業補助金（事業計画作成支援事業）交付申請書

品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額
金 円

2 申請額内訳

対象児童名	金額内訳
	実施予定回数 回 × 13,000 円＝ 円

3 事業実施計画書 別添のとおり

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象者氏名

2 交付決定額

金 _____ 円

3 交付の時期

4 補助条件

第 3 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

印

品川区養育家庭等自立援助事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 補助対象者氏名

2 理由

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
番号電話

品川区養育家庭等自立援助事業（相談支援事業）変更・中止申請書

年 月 日付第 号で決定を受けた品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、申請の内容を変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

（変更前）金 円

（変更後）金 円

対象児童名	金額内訳
	実施月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円
	実施月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円
	実施月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円
	実施月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円
	実施月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円

3 添付書類

第4号の2様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業（居住費支援事業）変更・中止申請書

年 月 日付第 号で決定を受けた品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請の内容を変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

（変更前）金 円

対象月	金額	備考
4月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
5月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
6月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
7月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
8月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
9月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
10月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
11月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
12月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
1月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
2月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）
3月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他（ ）

(変更後) 金 円

対象月	金額	備考
4 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
5 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
6 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
7 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
8 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
9 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
1 0 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
1 1 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
1 2 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
1 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
2 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()
3 月分	円	賃料・仲介手数料・礼金・保証料・その他 ()

3 添付書類

- (1) 事業計画書 別紙のとおり
- (2) 賃貸借契約書一式の写し

第 4 号の 3 様式（第 9 条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業（事業計画作成支援事業）変更・中止申請書

年 月 日付第 号で決定を受けた品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、申請の内容を変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

（変更前）金 円

金額内訳			
実施予定回数	回	× 13,000円＝	円

（変更後）金 円

金額内訳			
実施予定回数	回	× 13,000円＝	円

3 添付書類

事業計画書 別紙のとおり

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

印

品川区養育家庭等自立援助事業変更・中止承認書

年 月 日付第 号で交付決定した品川区養育家庭等自立援助事業補助金に係る 年 月 日付変更（中止・廃止）申請については、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 補助対象者氏名

2 変更交付決定額

金 _____ 円

3 補助条件

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業（相談支援事業）実績報告書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた品川区養育家庭等自立援助事業補助金に係る補助事業が完了したので、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額
金 円

2 補助金精算額内訳

対象児童名	金額内訳
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円
	実施予定月数 カ月（ 月～ 月分） × 6, 0 0 0 円 = 円

3 添付書類
事業実施報告書 別紙のとおり

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業（居住費支援事業）【 月分】実績報告書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた品川区養育家庭等自立援助事業補助金に係る補助事業が完了したので、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額
金 円

2 補助金精算額内訳

対象月	月分
居住に要した費用	入居時（契約時）までに支払った額（仲介手数料、礼金、保証料等） A… 円
	家賃（1カ月分） B… 円
	その他賃借に必要な経費（1カ月分） B… 円
	敷金 C… 円
居住費として支給される費用	貸付金 D… 円
	補助金 E… 円
	住居手当 F… 円
	その他 G… 円
請求額	（ただし限度額53,700円） A + B - D - E - F - G = 円

※ 「居住に要した費用」については、通帳（写）・領収書（写）など金額が分かる書類を添付してください。

※ 「居住費として支給される費用」については、通帳（写）・領収書（写）および通知等を添付してください。

3 添付書類 事業実施報告書 別紙のとおり

第6号の3様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業（居住費支援事業）実績報告書

交付決定を受けた品川区養育家庭等自立援助事業補助金に係る補助事業が完了したので、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金精算額

金 円

2 補助金精算額内訳

対象月	金額	援助日数	うち、訪問による援助日数
4月分	円	日	日
5月分	円	日	日
6月分	円	日	日
7月分	円	日	日
8月分	円	日	日
9月分	円	日	日
10月分	円	日	日
11月分	円	日	日
12月分	円	日	日
1月分	円	日	日
2月分	円	日	日
3月分	円	日	日

第6号の4様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業（事業計画作成支援事業）実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた品川区養育家庭等自立援助事業補助金にかかる事業が完了したので、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額
金 円

2 精算額内訳

対象児童名	金額内訳
	実施回数 回 × 13,000円＝ 円

3 事業実施報告書 別添のとおり

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区養育家庭等自立援助事業補助金額確定通知書

年 月 日付により交付決定した品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、下記のとおり補助額を確定したので、品川区里親委託交流経費事業補助金交付要綱第 1 1 の規定に基づき通知します。

記

1 対象者氏名

2 補助金確定額

金 円

第 8 号様式（第 1 2 関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

品川区養育家庭等自立援助事業補助金請求書

品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 _____ 円

2 添付書類 支払金口座振替依頼書

第9号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した品川区養育家庭等自立援助事業補助金について、下記のとおり取り消すことに決定したので品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき通知します。

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を、品川区養育家庭等自立援助事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり命じます。

記

- 1 取消理由
- 2 既交付決定額
金 円
- 3 取消後交付決定額
金 円
- 4 既交付済額
金 円
- 5 返還する金額
金 円
- 6 返還期限
年 月 日